

**改正**

平成21年12月24日条例第38号

平成23年12月21日条例第28号

平成25年3月27日条例第29号

平成29年3月28日条例第20号

刈谷市民ホール条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、刈谷市民ホール（以下「ホール」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 文化芸術の創造と交流を推進するとともに、舞台芸術を鑑賞し、創作し、又は発表する機会を提供し、広く市民の文化の振興を図るため、ホールを設置する。

2 ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 刈谷市民ホール
- (2) 位置 刈谷市若松町2丁目104番地

(利用の許可)

**第3条** ホールを利用しようとする者は、あらかじめ刈谷市教育委員会（以下「委員会」という。）の許可を受けなければならない。利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとする場合においても同様とする。

2 委員会は、前項の規定により利用を許可する場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

**第4条** 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物及び附属設備を害するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他委員会が適当でないと認めるとき。

(利用許可の取消し等)

**第5条** 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの利用許可を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用者が不正な手段により許可を受けたとき。
- (3) 災害その他の事故によりホールの利用ができなくなったとき。
- (4) 公共の福祉のため、特に必要があると認めたととき。

2 委員会は、前項の規定により利用者が受ける損害に対して、その責任を負わない。

(利用期間)

**第6条** ホールの利用期間は、引き続き5日を超えることができない。ただし、委員会が特に必要があると認めたとときは、これを延長することができる。

(使用料)

**第7条** ホールの使用料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 利用者は、利用許可を受けたときは、前項の使用料を前納しなければならない。ただし、官公署、学校等で委員会が必要があると認めたとときは、利用後にこれを納付することができる。

(使用料の減免)

**第8条** 市長は、公益その他特に必要があると認めたとときは、前条の規定にかかわらず使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

**第9条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が必要があると認めたとときは、使用料を還付することができる。

(特別の設備等の承認)

**第10条** 利用者は、ホールの利用に関し特別の設備をし、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

**第11条** 利用者は、建物又は附属設備を利用許可を受けた目的以外に利用し、又はこれらの利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復)

**第12条** 利用者は、ホールの利用を終わったとき、又は第5条の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の停止を命じられたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償)

**第13条** 利用者は、故意又は過失により建物又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(施設の管理)

**第14条** ホールの管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて刈谷市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

**第15条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 文化振興事業に関する業務
- (2) ホールの維持及び修繕に関する業務
- (3) その他委員会が必要と認める業務

(委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この条例に基づくホールの利用の手続に関する規定は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、刈谷市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成20年条例第24号）の規定の例により、この条例の施行前に行うことができる。

#### 附 則（平成21年12月24日条例第38号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、この条例に基づく刈谷市民ホールの利用の手続に関する規定は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成23年12月21日条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の（中略）刈谷市民ホール条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に使用の許可を受けたものに係る使用料については、な

お従前の例による。

**附 則**（平成25年 3 月27日 条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の刈谷市民ホール条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年 3 月28日 条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の刈谷市民ホール条例の規定は、この条例の施行の日以後に利用の許可を受けたものに係る使用料から適用し、同日前に利用の許可を受けたものに係る使用料については、なお従前の例による。

**別表第 1**（第 7 条関係）

時間区分			午前	午後	夜間	全日
			午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで
大ホール	全客席を使用する場合	平日	39,300円	52,000円	52,000円	131,000円
		土曜日、日曜日及び祝日	47,100	62,500	62,500	157,000
	1 階客席のみを使用する場合	平日	27,400	36,600	36,600	91,500
		土曜日、日曜日及び祝日	32,800	43,800	43,800	109,500

小ホール	平日	13,700	18,200	18,200	45,700
	土曜日、日曜日及び祝日	16,300	21,800	21,800	54,500
楽屋 1		720	960	960	2,400
楽屋 2		930	1,200	1,200	3,100
楽屋 3		930	1,200	1,200	3,100
楽屋 4		1,150	1,500	1,500	3,850
楽屋 5		1,150	1,500	1,500	3,850
楽屋 6		1,950	2,650	2,650	6,750
楽屋 7		1,300	1,800	1,800	4,550
楽屋 8		600	800	800	2,000
楽屋 9		600	800	800	2,000
リハーサル室 1		9,200	12,300	12,300	30,800
リハーサル室 2		5,050	6,750	6,750	16,900
控室 1		450	600	600	1,500
控室 2		670	900	900	2,250
控室 3		780	1,000	1,000	2,600
控室 4		360	480	480	1,200
控室 5		600	800	800	2,000

備考

- (1) この表において「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- (2) 入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を1人につき1,000円以上（入場料等に区分がある場合は、その区分の最高金額が1,000円以上）を徴する場合は、当該使用料の2倍の額とし、物品の販売又はこれに類する行為を目的として利用する場合は、当該使用料の12倍の額とする。
- (3) 時間区分外に利用する場合の時間外に係る使用料は、時間区分外1時間（1時間に満たないときは、1時間とする。）につき、当該使用料の1時間当たりの使用料とする。ただし、

午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後10時まで引き続き利用する場合の時間区分外に係る使用料は、徴しないものとする。

(4) ホールを利用する者で、当該利用に係る舞台練習のためにホールを利用する場合の使用料は、当該使用料の5割に相当する額とする。ただし、前2号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額の5割に相当する額とする。

(5) 市民(衣浦東部広域行政圏及び本市を中心市として形成する定住自立圏の住民を含む。)以外の者が利用する場合は、当該使用料に当該使用料の5割に相当する額を加えた額とする。ただし、前3号の規定を適用した場合は、これらの号の規定により算定した額の5割に相当する額を加えた額とする。

(6) 前3号の使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。

別表第2 (第7条関係)

区分	物品名	単位	金額(1回)			
			大ホール	小ホール	リハーサル室	
					1	2
			円	円	円	円
照明設備	講演会セット	一式	7,600	5,400	3,400	
	演奏会Aセット	一式	7,200	5,500	3,400	
	演奏会Bセット	一式	12,500	7,000		
	調光調整卓	一式	5,300	4,800		
	センターピンスポットライト	1台	1,300	500	500	
	サスペンションライト	1列	600	500		
	ボーダーライト	1列	300	200		
	アッパー水平ライト	一式	1,200	300		
	ローア水平ライト	一式	1,200	300		
	シーリングライト	一式	1,400	800		
	フロントサイドライト	一式	1,300	500		
	プロセニウムライト	一式	400	300		

	トーマンタルライト	一式	300			
	東西バトンライト	一式	300			
	フットライト	一式	300	200		
	スポットライト	1台	100	100	100	100
	特殊効果機器	1台	100	100	100	100
	ストリップライト	1台	100	100	100	100
映写設備	ビデオプロジェクター	1台	5,300			
	移動用ビデオプロジェクター	1台	2,000	2,000	2,000	2,000
音響設備	基本セット	一式	11,300	4,900	1,700	
	音響調整卓	一式	9,400	4,500	1,200	
	スピーカー	一式	3,500	900	600	
	マイクロホン	1本	100	100	100	100
	ワイヤレスマイクロホン	1本	100	100	100	100
	CD・MDプレーヤー	1台	600	600	600	600
	移動型ミキサー	1台	1,900	1,900	1,900	1,900
楽器	ピアノA（調律代含まず。）	1台	7,700			
	ピアノB（調律代含まず。）	1台		7,500		
	ピアノC（調律代含まず。）	1台	5,200			
	ピアノD（調律代含まず。）	1台			1,000	
	ピアノE（調律代含まず。）	1台			1,000	1,000
	和だいこ	1基	400	400	400	400
	ティンパニ	一式	2,200	2,200	2,200	2,200
舞台設備	音響反射板（ライト付き）	一式	6,200	2,800		

所作台	一式	6,000			
松羽目	1枚	1,200			
竹羽目	1枚	1,200			
鳥屋囲い	一式	1,100			
金屏風	1双	1,300	1,300	1,300	1,300
銀屏風	1双	1,300	1,300	1,300	1,300
平台	1台	200	200	200	200
演台（花台・脇台付き）	一式	600	500		
司会者台	1台	400	400	400	400
指揮台・指揮者用譜面台	一式	900	900	900	900
演奏者用譜面台（ライト付き）	1台	100	100	100	100
地がすり	1枚	600	600		
しゃ幕	1枚	1,100			
バレエシート	一式	1,500	1,500	1,500	1,500
スクリーン	一式	800	700		

備考 使用料は、時間区分（午前、午後又は夜間をそれぞれ1回とし、全日を3回とする。）により徴収する。